

●自由権規約委員会の2022年総括所見●〈抜粋〉

7. 委員会はこれまでの勧告を繰り返すとともに、締約国に対し、優先事項として、パリ原則に従った独立した**国内人権機関**を設置すること、さらに同機関に十分な財政的および人的資源を割り当てるよう求める。

9. 締約国は、**包括的な差別禁止法**を採択することを含め、その法的枠組みが、私的領域におけるものも含め、肌の色、意見、出生、性的指向、性自認およびその他の地位を含む規約のもとでのすべての禁止理由によるあらゆる形態の直接、間接および複合差別に対して、適切で、効果的に実体的かつ手続的な保護と、差別の被害者への効果的で適正な救済へのアクセスを提供することを確保するために、すべての必要な措置を講じるべきである。

13. 委員会は、前回の勧告を繰り返すとともに、締約国に対して以下のことを要請する。(a) 出身に関係なくすべての人に対する差別的な言動が対象となるよう、**ヘイトスピーチ解消法の適用範囲の拡大**を検討すること。(b) 規約 19 条および 20 条ならびに委員会の一般的意見 34 に従い、**ヘイトクライムについての独立した定義および禁止規定**を導入し、性的指向およびジェンダー自認の理由を含め、規約が定めるすべての禁止理由に基づくオンラインおよびオフラインの**ヘイトスピーチの行為を明確に犯罪化するための刑法改正**を検討すること、そして、ヘイトクライムやヘイトスピーチの通報を奨励し、包括的で細分化されたデータ収集システムの確立などにより、そうした犯罪が識別され登録されるよう確保すること。(c) とりわけ、法執行官、検察官、司法関係者に対する研修の強化や、一般市民の多様性への理解とリスペクトを促進する啓発キャンペーンの実施を通じ、民族的および宗教的マイノリティやレスビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーを含む**脆弱な集団に対する不寛容、ステレオタイプ、偏見、そして差別と闘うこと**。(d) ヘイトクライムとヘイトスピーチに関する法執行当局の捜査能力を強化し、すべての事件が系統的に捜査され、加害者は責任を課せられ、**被害者が最大限の賠償を受けられるよう確保**すること。

42. 2019 年のアイヌ施策推進法に留意しつつ、委員会は、先住民族としてのアイヌへの差別とその権利の否定、琉球先住民族コミュニティとその権利の認知の欠如、そして、沖縄のコミュニティが、彼・彼女らに影響を及ぼす政策に自由に事前で十分な情報を受けたいと参加する権利、伝統的土地と天然資源に対する権利、そして自分たちの子どもを自分たちの言語で教育する権利を否定されているという報告を引き続き懸念する。さらに、委員会は、植民地時代から日本に居住しており、国民的あるいは**民族的マイノリティとして認識されるべき在日コリアンとその子孫、社会保障制度や政治的権利の行使からの排除**をもたらしているとされる政策の差別的運用の報告を懸念する。

43. 締約国は、アイヌ、琉球そしてその他の沖縄コミュニティの伝統的土地および天然資源に対する権利を完全に保障し、これらの人びとに影響を及ぼすあらゆる政策に自由に事前で十分に情報を受けたいと参加する権利を確実に尊重し、子どもたちに独自の言語による教育を可能な限り促進するためのさらなる措置をとるべきである。そして、**植民地時代から日本に居住する在日コリアンとその子孫を、利用できるはずの複数の支援プログラムや年金制度の利用から妨げている障壁を取り除き、永住コリアンとその子孫に地方選挙での投票権を認めるよう関連法の改正**を検討すべきである。